

奈良県告示第二百五号

昭和四十年十月奈良県告示第三百六号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

第一の二中「平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで」を「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」に改める。

第三の一中「大普賢獄」を「大普賢岳」に、「国見獄」を「国見岳」に、「七曜獄」を「七曜岳」に、「行者還獄」を「行者還岳」に、「明星獄」を「明星ヶ岳」に、「頂仙獄」を「頂仙岳」に、「洞川竜泉寺」を「龍泉寺」に、「大天井獄」を「大天井ヶ岳」に、「青根ヶ峯」を「青根ヶ峰」に改める。

第三の二中「平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで」を「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」に改める。

第四中「池峯池原鳥獣保護区」を「池峰池原鳥獣保護区」に改める。

第四の一中「吉野郡下北山村池峯」を「吉野郡下北山村池峰」に、「池峯浄水場」を「池峰浄水場」に改める。

第四の二中「平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで」を「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」に改める。

第五の一中「林道今井線」を「県道赤目掛線」に、「同林道」を「同県道」に、「曾爾川」を「青蓮寺川」に改める。

第五の二中「平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで」を「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」に改める。